

開講年度・学期	2018年度・前期	授業形態	講義
科目名	日本法制史	科目ナンバー	JAFUN2203
英語表記	Legal History of Japan	担当教員	安竹 貴彦
単位数	4		

科目の主題

江戸幕府後期から明治前半期にかけての法や裁判と、それに携わる人々を概観する。

授業の到達目標

現行の法・制度は不変ではなく、試行錯誤の成果でありかつ途上でもあることを認識するとともに、批判的に再吟味する視点を養う。

授業内容・授業計画

江戸幕府（主に18世紀半ば以降）や明治前半期（但し明治15年くらいまで）の裁判組織や訴訟制度あるいは刑罰体系などを主な素材としますが、必要に応じて古代や中世、あるいはいくつかの藩についても言及します。「近世と近代の連続性」と「近代化の過程」が、全体を通じたキーワードです。

また、大坂町奉行所や明治初年大阪府における裁判や法・制度の独自性についても論じてみたいと思います。それは同時に、大坂という地域を通して中央を見るという試みともいえます。

第1回	近世法の特徴（1）	近世における私的刑罰権の容認とその制限
第2回	近世法の特徴（2）	明治初年における私的刑罰権廃止の過程
第3回	江戸幕府の裁判組織（1）	概説その1
第4回	江戸幕府の裁判組織（2）	概説その2
第5回	江戸幕府の裁判組織（3）	組織を形成する「実務」法曹（1）
第6回	江戸幕府の裁判組織（4）	組織を形成する「実務」法曹（2）
第7回	江戸幕府の裁判組織（5）	その他の補助者たちとその役割
第8回	江戸幕府の吟味筋（1）	犯罪事実の認定過程（1） 被疑者の捕縛
第9回	江戸幕府の吟味筋（2）	犯罪事実の認定過程（2） 自白の録取と強要
第10回	江戸幕府の吟味筋（3）	刑罰決定
第11回	江戸幕府の吟味筋（4）	法的安定性と具体的妥当性の調和
第12回	江戸幕府の刑罰（1）	概説（一般予防主義的刑罰と特別予防主義的刑罰）
第13回	江戸幕府の刑罰（2）	大坂・紀州藩・高野山などとの比較
第14回	明治初年の裁判組織（1）	概説その1（司法と行政の分離の過程（1））
第15回	明治初年の裁判組織（2）	概説その2（司法と行政の分離の過程（2））
第16回	明治初年の裁判組織（3）	裁判を担う人々（1）
第17回	明治初年の裁判組織（4）	裁判を担う人々（2）と新たな養成制度
第18回	明治初年の断獄（1）	概説その1（近世との連続性）
第19回	明治初年の断獄（2）	概説その2（拷問の廃止に向けて）

第 20 回	明治初年の刑罰（１） 概説その 1（近世との連続性と統一への歩み）
第 21 回	明治初年の刑罰（２） 概説その 2（特別予防主義の導入とその困難）
第 22 回	明治初年大阪府の裁判と刑罰（１）（大阪府の成立と近世との連続性）
第 23 回	明治初年大阪府の裁判と刑罰（２）（牢と徒刑場）
第 24 回	明治初年大阪府の裁判と刑罰（３）（裁判担当役人らの法意識）
第 25 回	江戸幕府の出入筋（１） 概説その 1（吟味筋との違いを中心に）
第 26 回	江戸幕府の出入筋（２） 概説その 2（内済と身代限を中心に）
第 27 回	江戸幕府の出入筋（３） 概説その 3（出入筋を担う人々－公事宿、扱人など）
第 28 回	大坂町奉行所の出入筋（１） その特徴（江戸との比較）
第 29 回	大坂町奉行所の出入筋（２） 幕府の統一の試みとその挫折
第 30 回	まとめ

事前・事後学習の内容

参考書として『日本法制史』（浅古 弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫 編、青林書院、2010）を使用。毎回、該当ページをレジュメ等に明示した上で、その部分に目を通してという前提で講義を進めます。また配布史料には極力ふりがなを付すようにしますので、これも講義の前後に目を通してください。その他、明治初年に関する講義の参考書として、牧英正・安竹貴彦『大阪「断刑録」－明治初年の罪と罰』（阿吽社、2017）に目を通していただくと、より理解が深まるかと思えます。

評価方法

期末試験で行います。

受講生へのコメント

「史」がつく科目ではありますが、年号や人物・項目を記憶する（あるいは「記憶すればよい」）ものではありません。常に現行の法・制度と比較を少しでも意識しながら講義に参加してください。

教材

講義は、随時関連するレジュメ・資料を配布して進めます。また、参考文献は配布するレジュメに記載します。学情センターなどを活用して沢山読むようにしてください。上記『日本法制史』『大阪断刑録』ともに購入を強制するものではありません。

その他

時々講義中に皆さんに質問を發します。歴史的知識の有無を問うような質問ではありません。積極的に回答してください。また、講義への質問や要望・感想などを書いていただくために、小紙片を時々配布します。これにも積極的にご協力ください。

履修可能最低年次

2 年次生以上